

令和 8 年 7 月 2 8 日

富士宮市議会臨時会議案

富 士 宮 市

目 次

報 第 1 2 号	損 害 賠 償 の 額 の 決 定 及 び 和 解 の 専 決 処 分 報 告 に つ い て
報 第 1 3 号	損 害 賠 償 の 額 の 決 定 及 び 和 解 の 専 決 処 分 報 告 に つ い て
議 第 5 4 号	令 和 8 年 度 富 士 宮 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 3 号 ）

報 第 1 2 号

損 害 賠 償 の 額 の 決 定 及 び 和 解 の 専 決 処 分 報 告
に つ い て

地 方 自 治 法 （ 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 1 8 0 条 第 1
項 の 規 定 に よ り 別 紙 の と お り 専 決 処 分 し た の で 、 同 条 第 2
項 の 規 定 に よ り 報 告 す る 。

令 和 8 年 7 月 2 8 日 報 告

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

専 第 6 号

損 害 賠 償 の 額 の 決 定 及 び 和 解 に つ い て

損 害 賠 償 の 額 の 決 定 及 び 和 解 に つ い て、 地 方 自 治 法（ 昭
和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 1 8 0 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、
下 記 の と お り 専 決 処 分 す る。

令 和 8 年 7 月 2 日

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

記

- | | | |
|---|----------------------------|--|
| 1 | 損 害 賠 償 額 | 5 2 1 , 0 0 0 円 |
| 2 | 事 故 発 生 年 月 日 | 令 和 7 年 9 月 2 2 日 |
| 3 | 事 故 発 生 場 所 | 富 士 宮 市 原 1 1 0 3 番 地 の 1
白 糸 出 張 所 駐 車 場 |
| 4 | 事 故 の 概 要 | 駐 車 場 内 に お い て 公 用 車 が 後 退 し た
際、後方に停車中の相手方車両に接
触し、当該車両の右前部のバンパー
等を損傷させたもの |
| 5 | 損 害 賠 償 及 び
和 解 の 相 手 方 | <div></div> <div></div> |
| 6 | 和 解 事 項 | 今 後、本件について裁判上及び裁判
外において、一切の請求を行わない。 |

報 第 1 3 号

損 害 賠 償 の 額 の 決 定 及 び 和 解 の 専 決 処 分 報 告
に つ い て

地 方 自 治 法 （ 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 1 8 0 条 第 1
項 の 規 定 に よ り 別 紙 の と お り 専 決 処 分 し た の で 、 同 条 第 2
項 の 規 定 に よ り 報 告 す る 。

令 和 8 年 7 月 2 8 日 報 告

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

専 第 7 号

損 害 賠 償 の 額 の 決 定 及 び 和 解 に つ い て

損 害 賠 償 の 額 の 決 定 及 び 和 解 に つ い て、 地 方 自 治 法（ 昭
和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 1 8 0 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、
下 記 の と お り 専 決 処 分 す る。

令 和 8 年 7 月 1 4 日

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

記

- | | | |
|---|----------------------------|--|
| 1 | 損 害 賠 償 額 | 1 7 0 , 6 1 0 円 |
| 2 | 事 故 発 生 年 月 日 | 令 和 8 年 6 月 2 9 日 |
| 3 | 事 故 発 生 場 所 | 富 士 宮 市 小 泉 1 4 6 5 番 地 の 4 |
| 4 | 事 故 の 概 要 | 市 道 の 道 路 敷 に お い て 除 草 作 業 を 行
っ て い た 職 員 が、刈 払 機 で 石 を は じ
い た こ と に よ り、当 該 市 道 の 向 か い
側 の 住 宅 敷 地 に 駐 車 し て い た 相 手
方 車 両 の フ ロ ン ト ガ ラ ス を 損 傷 さ
せ た も の |
| 5 | 損 害 賠 償 及 び
和 解 の 相 手 方 | <div style="background-color: black; height: 1.2em; width: 100%;"></div> <div style="background-color: black; height: 1.2em; width: 100%;"></div> |
| 6 | 和 解 事 項 | 今 後、本 件 に つ い て 裁 判 上 及 び 裁 判
外 に お い て、一 切 の 請 求 を 行 わ な い。 |